

スカイ・マーシャルの実施について

平成16年12月10日
国際組織犯罪等・国際
テロ対策推進本部決定

9.11米国同時多発テロの発生以降、国内外の諸情勢は極めて厳しく推移しており、こうした中、「安全かつ容易な海外渡航イニシアチブ（平成16年6月於シーアイランド・サミット）」が合意され、その一つとして、スカイ・マーシャル（航空機の飛行中におけるハイジャック犯の制圧等を任務とする法執行官の警乗）に関する国際協力の強化が打ち出されたところである。

航空保安の確保を図る上で空港等地上における航空保安対策が重要であり、引き続きこれを徹底していくことはもちろんであるが、以上のような航空保安をめぐる国際的な動向を踏まえ、我が国においても警乗制度の導入の必要性が高まったことから、ハイジャック等の防止対策の一層の強化を図るため、関係省庁は、相互に緊密に連携協力し、下記のとおり、航空機への警乗の円滑な推進を図るものとする。また、諸外国の行う警乗等に対して協力するための円滑な処置を図るものとする。

記

1 警乗制度の導入

我が国航空機におけるハイジャック等のテロリズムの防止及びかかる事案への対処に万全を期するため、我が国航空機の飛行中におけるハイジャック犯の制圧等を任務とする警察官を警乗させることとする。

2 警乗制度の運用に当たっての留意事項

(1) 航空機警乗警察官の教育訓練及び処遇

航空機への警乗を行う警察官（以下「航空機警乗警察官」という。）の任務の特殊性にかんがみ、航空機の特殊性に関する知識付与を含め、航空機警乗警察官がその任務を全うするために必要とされる能力を保持し得るよう、教育訓練を徹底するとともに、十分な処遇がなされるよう配慮するものとする。

(2) 航空機警乗警察官と機長の連携協力

航空機警乗警察官は、警察法及び警察官職務執行法その他の法令に基づく責務を負い、権限を有し、機長は、航空法に基づき航空機の運航に関する包括的な責務を負い、権限を有する。航空機警乗警察官と機長は、航空機の運航の安全確保のために相互に連携協力するものとする。

3 関係省庁の連携協力

上記2の留意事項、関係国政府との調整、その他警乗制度の円滑な実施に資する事項の推進について、関係省庁は、相互に緊密に連携協力するものとする。

4 諸外国の行う警乗等への協力の推進

航空機の飛行中におけるハイジャック犯の制圧という共通の目的のため、我が国へ乗り入れる外国籍の航空機に警乗する当該政府の警察官等の業務について、その円滑な実施を図るため、関係省庁は、当該政府との調整を含め、相互に緊密に連携協力するものとする。